

会 員 各 位

兵庫県公衆衛生協会会長

令和元年度兵庫県公衆衛生協会中央研究会における演題及び
演題原稿の募集について

平素は、当協会の活動に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度の中央研究会は、令和元年11月16日(土)〔予定〕に開催し、会員の皆様の研究の成果や活動状況をご報告いただく場を設ける予定です。

つきましては、下記の要領により演題及び演題原稿を募集いたします。

応募に当たっては、当協会の会員以外からも受け付けますので、多数ご応募くださいますようお願いいたします。

ただし、当日の時間の都合により、応募多数につき全員の発表ができないと考えられる場合は、募集を締め切らせていただく可能性がありますことを申し添えます。

なお、中央研究会で出稿されました演題のうち、優秀と認められる方につきましては、総会(中央研究会終了後に開催)において表彰を行いますので、奮ってご応募ください。

記

1 対象演題の分野

母子保健、学校保健、成人保健、老人保健、難病、精神保健、歯科保健、感染症・結核、健康づくり(栄養、運動、たばこ等)、災害・健康危機管理、障害児(者)、医療・介護連携 等

2 申込方法

(1) 演題の申込

別紙1の申込用紙に所定事項を記入の上、令和元年8月15日(木)まで(厳守)に郵送又はファクシミリにて下記担当あて提出願います。

ファクシミリで提出される場合、必ず送信エラーとなっていないことをご確認ください。

(2) 演題原稿の提出

別紙2に定める規格により作成の上、令和元年9月12日(木)まで(厳守)に電子ファイルをメールまたはCD-ROMにより下記担当あて提出願います(紙に印刷した原稿は提出不要です。)

※1 メールにて提出いただく場合は、件名を「兵庫県公衆衛生協会中央研究会(演題原稿提出)」としてください。

2 提出された原稿は、演題要旨集の印刷用原稿にするとともに、審査委員による事前審査に使用するため、期限以降の演題原稿の修正はできませんので、ご注意ください。

(3) 出題料
無 料

(4) 発表時間

1 題当たり、発表時間 6～8 分、質疑応答 2～3 分、座長コメント 1 分の予定です。
※ 演題の応募状況により決定します。

3 発表日時及び場所

(1) 日時

令和元年11月16日（土）13時頃～（予定）

※ 開始時間は演題の応募状況により決定しますので、13時よりも早い時間となる可能性もあります。

(2) 場所

兵庫県医師会館

（〒651-8555 神戸市中央区磯上通 6-1-11）

4 演題要旨集の配布

中央研究会兼総会当日、配布します。

5 優秀発表の表彰

「演題発表者表彰規程」に基づき、分科会ごとに最優秀及び優秀と認められる者の表彰を予定しています。

表彰は公衆衛生功労者の表彰に引き続いて行い、表彰状と賞品を授与する予定です。

6 機関誌への掲載

提出いただいた演題原稿は、当協会機関誌「ひょうごの公衆衛生」に掲載させていただきますので、予めご了承願います。

7 旅費の取扱い

演題発表者の方の旅費は当協会が負担します（支払方法等については、後日、別途お知らせします。）。

【事務局】

〒650-8567 神戸市中央区下山路通 5 丁目 10-1

（兵庫県健康福祉部健康局健康増進課内）

担当 太田

TEL : 078-341-7711（内線 3243）

FAX : 078-362-3913

E-MAIL : Mao_Oota@pref.hyogo.lg.jp

分野一覧

番号	分野
1	母子保健
2	学校保健
3	成人保健
4	老人保健
5	難病
6	精神保健
7	歯科保健
8	感染症・結核
9	健康づくり（栄養）
10	健康づくり（運動）
11	健康づくり（たばこ）
12	健康づくり（アルコール）
13	健康づくり（その他）
14	災害・健康危機管理
15	障害児（者）
16	医療・介護連携
17	その他

※ 「17（その他）」の場合は、演題申込書に
分野名を具体的に記載してください。

FAX 078-362-3913 (送信票は不要です)
 兵庫県健康増進課 (兵庫県公衆衛生協会事務局) 太田 行き

令和元年度兵庫県公衆衛生協会中央研究会兼総会
演 題 申 込 書

1 演題名及び分野

演題名	
分 野 (※)	

(※分野・・・別添「分野一覧」を参考に、該当する分野の番号を記載してください。)

2 発表者所属・氏名

所 属	
(ふりがな) 氏 名	

3 連絡先

氏 名	
住 所	〒
電 話 (代 表)	(内線番号：)
電 話 (直 通)	
FAX	
E-mail	

4 パワーポイントの使用 (いずれかに○印を付してください)

する しない

(使用する場合、パワーポイントのバージョン：)

演題原稿作成の手引

1 全般的留意事項

- (1) 提出された原稿がそのまま演題要旨集の印刷原稿となりますので、誤字・脱字のないように注意してください。
- (2) 原稿はメール又はCD-ROMにより提出してください。

2 演題の申込及び原稿の提出

- (1) 提出期限は、令和元年9月12日(木)(厳守)です。期限までに提出がない場合は、発表を辞退されたものとさせていただきます。

- (2) 提出先

兵庫県公衆衛生協会事務局 太田
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県健康福祉部健康局健康増進課内
TEL 078-341-7711 (内線3243)
FAX 078-362-3913
E-mail Mao_Oota@pref.hyogo.lg.jp

※ メールにより提出いただく場合は、件名を「兵庫県公衆衛生協会中央研究会(演題原稿提出)」としてください。

3 原稿の記載方法

- (1) A4判(縦)の用紙に印刷できるよう原稿を作成してください。
- (2) 文字サイズは原則として10.5ポイント以上のものを使用してください。
- (3) 原稿は1~2枚で作成して下さい。

4 表題等の書き方

- (1) 演題が2行にわたる場合は、両方ともなるべく字数を同じにした方がバランスがとれてきれいです。
- (2) 副題を付ける場合には、その両端を- (ハイフン) で結んでください。
例) ○○に関する研究
-△△について-
- (3) 演題名、演者名、共同研究者名は演題申込時のものをそのまま記入してください。
- (4) 氏名・所属欄には、第1行目から所属、その後に氏名を記入してください。
なお、共同研究者のある場合には、同枠内で逐次連記し、演者には氏名の頭に○印を付してください。

5 本文の書き方

- (1) 本文中には必ず、研究や活動の目的・方法・結果をできる限り具体的に記載してください。
- (2) 原則として常用漢字と現代かなづかいを使用してください。また、一部の専門家や関係者にしか通用しない専門用語等は避けてください。
- (3) 本文中に引用する人名は、謝辞を除き敬称は付けしないでください。
- (4) 句読点、カッコは1字に数え、句読点が行の始めに来ないようにし、原稿の書き始め及び改行したときの書き始めは1字空けてください。
- (5) 白黒印刷を前提に作成して下さい（カラー印刷・写真印刷はいたしません。）。
- (6) 2桁以上の数字、英文字は、半角にすると読みやすくなります。
- (7) 参考文献は必ず記載してください。
- (8) 上記の他、別添の記載例を参考にしてください。

6 図表及び写真の取扱い

図表や写真は原稿のファイルにデータとして貼り付けてください。

- ※ どうしてもデータ変換できない図表や写真を原稿として使用したい場合は、事務局担当者にご相談ください。

7 その他

- (1) パワーポイントによる発表ができるよう機器を準備します。データをメール又はCD-ROMにより、事前に提出していただくこととなりますので、ご承知おきください（会場側のパソコンとパワーポイントデータとの接続には最大限努力しますが、不具合発生時にはご容赦願います。）。
- (2) 当日に補足資料を配布する場合は、各自でご用意ください（必要部数は、当方から連絡いたしますので、補足資料の配布を予定している方は、原稿送付の際にその旨連絡願います。）。

兵庫県公衆衛生協会中央研究会演題発表者表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県公衆衛生協会中央研究会において発表された演題のうち優秀と認められるものを表彰し、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

(審査委員会)

第2条 被表彰者を選定するにあたり、審査委員会を設ける。審査委員会の委員は会長が指名した3名及び演題発表の座長で構成される。

(審査委員長)

第3条 審査委員会の委員長は、委員の互選とする。

(審査委員の任期)

第4条 審査委員の任期は会長の指名した日から、表彰実施時までとする。

(表彰の範囲)

第5条 会長は、中央研究会で発表された演題のうち、分科会ごとに最優秀及び優秀と認められる者を表彰する。

(最優秀者等の選定)

第6条 各分科会の最優秀者及び優秀者の選定は、会長が指名した審査委員による事前審査及び演題発表の座長による当日審査を総合的に評価して行う。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、賞状及び賞品を授与して行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の決定及び改廃は、常任理事会の決議を要するものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰について必要な事項は別に定める。

附 則 この規程は、平成12年10月13日から施行する。

附 則 この規程は、平成15年10月29日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年7月30日から施行する。